

青森県観光物産館
清掃及び設備保全等業務委託
入札説明書

(公社)青森県観光連盟

令和2年2月

（公社）青森県観光連盟（以下「連盟」という。）が運営する青森県観光物産館の清掃及び設備保全等業務委託に係る一般競争入札については、地方自治施行令等の関係法令及び青森県財務規則を準用する他、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- （１）件 名 青森県観光物産館 清掃及び設備保全等業務委託
- （２）仕 様 「青森県観光物産館 清掃及び設備保全等業務委託仕様書」のとおり

2 契約の方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

3 担 当 〒030-0803

青森県青森市安方1丁目1番40号

（公社）青森県観光連盟 担当：葛西

TEL 017-735-5311

FAX 017-735-2067

E-mail : masato_kasai@aomori-kanko.or.jp

4 現地説明会及び縦覧

（１）説明会

①日時

令和2年2月26日（水）午後2時

②場所

青森県青森市安方1丁目1番40号

青森県観光物産館 8階 会議室「しらかみ」

電話017-735-5311

③参加方法

参加希望者は、令和2年2月12日（水）午後5時までに現地説明会参加申請書（別紙1）によりFAXまたは電子メールにて送付すること。

④その他

参加人数は、1社あたり2名までとするが、会場及び参加希望者の状況により、1名とすることがある。

（２）縦覧

①日時

令和2年2月26日（水）～3月2日（月）午前10時～午後4時

②場所

青森県青森市安方1丁目1番40号 青森県観光物産館 8階 事務室

5 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 青森県内に本社があり、且つ、県の「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資者」の格付けAランクの業者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 連盟の会員である者又は連盟の会員となる見込みがある者。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書（別紙1）及び確認資料等（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加できない。

ア 提出期限 令和2年2月28日（金）午後5時まで

イ 提出場所 3の担当に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。

また、封筒に「青森県観光物産館 清掃及び設備保全等業務委託資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書 （別紙2）

イ 入札参加資格確認資料 （別紙3）

ウ 入札担当者氏名等届出書 （別紙4）

エ 再委託承諾申請書 （別紙5）※該当がある場合のみ

- (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和2年3月2日（月）午後5時までに電子メールにより通知する。（期日までに通知がない場合は、契約担当に確認の電話をすること。）
- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(5) その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 申請書類は返却しない。
- エ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、連盟に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（別紙9）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和2年3月2日（月）から令和2年3月3日（火）までの
午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 3の担当に同じ。

ウ 提出方法 電子メールとする。

- (2) 説明を求められたときは、令和2年3月5日（木）午後5時までに電子メールで回答する。

8 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、質問事項（別紙11）により提出するものとする。

ア 提出期間 令和2年2月27日（木）から令和2年3月3日（火）までの
日の午前9時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 3の担当に同じ。

ウ 提出方法 電子メールとする。

- (2) 質問に対する回答は、令和2年3月4日（水）午後5時までに、入札に参加を希望し入札参加資格を有する者全員に対し電子メールにより回答する。

9 入札について（記載方法ほか）

- (1) 入札書比較予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）は、現地説明会及び縦覧において公表する。

- (2) 入札書には、契約希望金額総額（2年間）を記入すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書に記載する金額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

10 入札及び開札

(1) 開札日時及び場所

ア 日時 令和2年3月6日（金）午後2時

イ 場所 青森県観光物産館 8階 会議室「しらかみ」

入札方法は、入札書の直接持参によるものとする。

- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（別紙6）を提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。
- (4) 入札担当者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない連盟職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の①から⑦までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- ②2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- ③入札金額が訂正されている入札書による入札。
- ④入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- ⑤記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- ⑥民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- ⑦その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

12 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) なお落札者がいないときは、失格者及び辞退者を除く最低価格者から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

1 3 入札保証金

青森県財務規則第 1 3 2 条 1 項の規定を準用する。

(入札保証金)

第百三十二条 契約担当者等は、一般競争入札に参加する者をして、その者の見積もる契約金額の百分の五(普通財産売払いシステムによる入札の場合にあつては、予定価格の十分の一)以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 政令第百六十七条の五第一項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 三 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 4 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の場合には、契約保証金の全部を免除することとする。

- (1) 契約者が保険会社との間に公益社団法人青森県観光連盟を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【参考】公益社団法人青森県観光連盟会計処理規則第 4 7 条

第 4 条 この章に定めるもののほか、契約について必要な事項は、青森県財務規則(昭和 3 9 年 3 月青森県規則第 1 0 号)その他青森県の契約に関する取扱いの例による。

ただし、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づく関係条文を除く。

青森県財務規則第 1 5 9 条

第 1 5 9 条 契約担当者等は、契約者をして、契約金額の 1 0 0 分の 5 (1 件 5 0 0 万円を超える工事の請負契約にあつては、1 0 分の 1) 以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 5 委託料の支払条件

契約条項案のとおり。

1 6 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7 その他

- (1) 契約条項案及び各種様式は、今後、見直しを行うことがある。
- (2) 入札参加者は、仕様書及び契約条項案を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

- (4) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和2年3月5日(木)午後5時までに入札辞退届(別紙7)を上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便・期日必着に限る)すること。
- (5) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令を準用する。
- (7) その他不明な点については、3の担当に問い合わせること。